

平成二十六年二月二十五日受領  
答 弁 第 三 九 号

内閣衆質一八六第三九号

平成二十六年二月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出内閣総理大臣の発言に対する政府ホームページの扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出内閣総理大臣の発言に対する政府ホームページの扱いに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十五年十一月五日内閣衆質一八五第三三号）二についてで答えたとおりである。

二から四までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、お尋ねの「記事」及び「その内容」については承知しており、また、当該「記事」において報じられている「議事録」の中には、「自分は官房長官、総理となるのだが、そのいわば文書というのは一回も見せられたことはないわけである。説明もされていない」、「ずっと何年も何年もそのままだったことはおかしい」、「何回かこれをどうするべきかということを議論されなければならなかった」との記述がある。

五から九までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、内閣官房のホームページにおいて公表している平成二十六

年一月十七日に開催された第一回情報保全諮問会議の議事要旨は、同会議の開催年月日及び場所、出席者の氏名等のほか、簡潔かつ的確に議論の要旨等を記したものである。